

令和8年5月1日

保護者様

荒川区立第一中学校長

小柴 憲一

宿泊行事にお子様を参加させる場合の、医療機関等の受診に備えた準備について

5月の3年修学旅行を最初として、1学期中には6組清里移動教室・1年清里移動教室、そして2学期には2年下田移動教室を実施する予定です。

現地に滞在中、お子様が体調不良を起こしたりけがをしまったりした場合に、医療機関・薬局を受診することとなりますが、厚生労働省保険局医療課並びに厚生労働省保険局医療介護連携政策課からの通知に基づき、お子様がマイナンバーカードを取得している場合、していない場合に分けて、以下の印刷物をご自宅で準備しておくよう、よろしく願いいたします。

- | |
|---|
| <p>1 お子様がマイナンバーカードを取得している場合</p> <ul style="list-style-type: none">○マイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルの印刷物もしくは、○資格情報のお知らせ <p>2 お子様がマイナンバーカードを取得していない場合</p> <ul style="list-style-type: none">○加入している保険者から交付された「資格確認書」 |
|---|

万が一、お子様が医療機関等を受診することになった場合には、これらの書類を宿泊施設あてにFAX送信していただき、医療機関等の窓口における清算が3割分等、適切な自己負担分となるよう努めます。

ただし、医療機関等により対応が異なることから、10割の全額負担となってしまった場合は、学校で一時立て替えますが、まずは当該額を学校に返済していただいたのち、ご家庭で医療機関等と事務手続きをしていただくこととなります。

学校といたしましては、そもそもそのような事態にならないよう事前のご家庭における健康観察の依頼や、実施期間中の安全管理に努めてまいります。それでも体調不良やけがは、いつ・どこで起きるか分かりませんので、念のためにご準備をしていただきたく存じます。

また参考までに、厚生労働省保険局医療課並びに厚生労働省保険局医療介護連携政策課からの通知文の抜粋の写しを、以下に添付しておきます。

【担当】荒川区立第一中学校 副校長 小林 美帆

TEL:03-3891-8354



事務連絡
令和7年2月12日

(別記団体) 御中

厚生労働省保険局医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

「健康保険証の廃止に伴う修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等における
児童生徒本人の被保険者資格の確認方法について」の一部改正について(周知)

日頃より、医療行政の推進にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

従来の健康保険証については、令和6年12月2日以降、新たに発行されなくなり、マイナ保険証(健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行しています。

修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等、マイナンバーカードを持参することが必ずしも容易でない場合における被保険者資格の確認方法については、「健康保険証の廃止に伴う修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等における児童生徒本人の被保険者資格の確認方法について」(令和6年3月1日付け厚生労働省保険局医療課、厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡)により、その具体的な取扱いをお示したところですが、今般のマイナ保険証によりオンライン資格確認を行う仕組みへの移行を踏まえ、同事務連絡を改正し、当該取扱いの明確化や保育所等における対応について、別添のとおり整理しましたので、各団体におかれましては会員の皆様へ、各省庁におかれましては各都道府県教育委員会、保育主幹部(局)等を通じ、所管及び域内の市区町村管下の学校等、保育所等へ、ご周知のほどお願い申し上げます。

別添については、文部科学省、こども家庭庁とも協議済みのものであることを申し添えます。
なお、別紙のとおり、マイナポータル、資格情報のお知らせ及び資格確認書の概要をまとめておりますのでご参照ください。

【問合せ先】

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

電話:03-3595-2174

E-mail: suisin@mhlw.go.jp

問1 現在、修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等においては、児童・生徒が医療機関・薬局を受診等する必要が生じた際に備え、保険証の写しを持参させる取扱いが一部で見られるところ、必ずしも児童・生徒本人がマイナ保険証を持参することが容易でない場合において、令和6年12月2日以降はどのように対応すればよいか。

(答)

○ 令和6年12月2日以降、健康保険証が新規発行されなくなり、マイナ保険証(健康保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード)によりオンライン資格確認を行うことが基本となっています。修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等においても、医療機関・薬局を受診等する可能性に備える必要の程度に応じて、本人がマイナ保険証を持参することが考えられます。

○ ただし、修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等において、児童・生徒本人がマイナ保険証を持参することが容易でない場合は、数日間の限られた使用であること、かつ、学校教員等の管理監督の下での使用が想定され、なりすましが起こることは想定され難いことを踏まえ、

- ・ マイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルをあらかじめダウンロードしたものの又はその印刷物や、
- ・ 資格情報のお知らせ又はその写し

を医療機関・薬局に提示するといった方法により、保険診療・保険調剤を受けることも妨げられません(※1)。

(※1)この場合、児童・生徒等のマイナ保険証の提示は不要。

○ なお、児童・生徒がマイナンバーカードを取得していない場合や、マイナ保険証を保有していない場合については、加入している保険者から資格確認書が交付されることとなりますが、これまで、健康保険証の写しを持参させる取扱いが一部で見られたところ、資格確認書の写し(※2)を預かっておき、医療機関・薬局に提示するといった方法により、保険診療・保険調剤を受けることも妨げられません。

(※2)資格確認書の原本は、保険者において複製等防止措置が講じられているが、この場合は、複製されたものであっても受け付けて差し支えない。

○ こうした方法による確認の結果、療養の給付を受ける資格が明らかな場合には、医療機関等の窓口負担として、患者の適切な自己負担分(3割分等)のみを受領ください。

他方、やむを得ず上記のいずれによる確認も行えない場合には、一旦医療費の全額(10割)をお支払いいただき、保険者から払い戻しを受けるか、後日、資格が確認できた際に、自己負担分を超える金額について医療機関・薬局から還付を受けることが想定されます。

➤ マイナポータル、資格情報のお知らせについて

- マイナンバーカードを用いてマイナポータルにログインすることで、当該マイナンバーカードの所有者の保険資格情報を確認することができ、マイナポータル上で「端末に保存」を押すことでPDFにてダウンロードすることが可能です。
- また、マイナンバーカードの健康保険証の利用登録をされている方に対しては、各保険者より「資格情報のお知らせ」を送付します。なお、「資格情報のお知らせ」については、被保険者(児童・生徒を扶養する者)の転職等により、保険者異動があるごとに各保険者が交付します。

➤ 資格確認書について

- 資格確認書は、原則、被保険者本人の申請に基づき各保険者が交付します。ただし、当面の間、マイナ保険証を保有しない方等に対しては、申請によらず各保険者が交付します。資格確認書の有効期限は5年以内で、各保険者が定めることとしており、当該有効期限は資格確認書中に明記されます。